

おおいたマルシェ(地産地消エリア)出店者募集要項

【目的】本市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」をテーマに、新鮮な地元野菜や果物、食の魅力を発信できる料理などを提供するとともに、農林水産業に関係するステージイベント等を開催することで、市民をはじめとする来場者に、本市産品の魅力を情報発信、地産地消の啓発を図ります。

【名称】おおいたマルシェ

【主催】おおいたマルシェ実行委員会・大分市

【開催日時】令和7年11月1日(土)、2日(日) 午前10時から午後4時まで ※雨天決行

【出展会場】大分いこいの道広場A・B(大分市東大道1丁目5-5)

【募集出店者数】2店舗

【募集期間】令和7年6月16日(月)から7月11日(金)17時15分必着

【出店条件ならびに募集要項】

(1)出店条件

- ①主に大分市内で販売し、大分市内に常設の店舗が存在している事業者であること。
- ②「おおいたマルシェ」(以下「マルシェ」という。)の趣旨を理解し、大分市産農林水産物を使用した地産地消メニューを、全メニューの3割以上提供すること。
※ただし飲み物は除きます。
※椎茸、にら、牛乳、米粉等で大分市産の特定が難しい場合は、大分県産でも可とします。
※「おおいたの食」と「地産地消」をテーマとしたイベントであるため、できる限り全メニューの5割以上の使用に努めるようお願いします。
- ③出店している全メニュー(飲料を含む。)を保健所に届け出ていること。(届け出不要の商品を除きます。)
- ④他の出店者と協調し、マルシェを円滑に実施すること。
- ⑤①の店舗においても大分市産農林水産物の使用に努めること。
- ⑥申込み者と出店者が同一であること。(名義貸し等による出店は出来ません。)
- ⑦出店者説明会に出席すること。(10月頃開催予定、後日ご案内します。)
- ⑧「おおいたマルシェの出店に係る誓約書」に同意すること。
※遵守できない出店者は、次年度以降の出店不可とします。
- ⑨暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑩開催期間(2日間)を通して出店できること。

(2)出店者の決定

審査基準を設け、出店内容を審査の上決定します。出店候補者多数の場合は、合計点数の上位から決定します。なお、結果に関するお問い合わせにつきましてはお答えしかねますのでご了承ください。

※決定の可否に関しては、7月下旬を目安にご連絡いたします。

(3)応募方法

以下の書類を締切日(7月11日(金))までに【郵送(必着)、持込み又はメール】にて提出してください。書類は大分市ホームページ

(<https://www.city.oita.oita.jp/o158/2025oitamarche-shop-koubo.html>)

よりダウンロードできます。

- ①おおいたマルシェ出店申込書(様式1)
- ②メニュー写真(別紙1)
- ③誓約書(別紙2)
- ④おおいたマルシェの出店に係る誓約書(別紙3)

(4)出店申込み先

おおいたマルシェ実行委員会事務局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(大分市農政課内)

ただし、持込みされる場合は8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

(5)出店ブース

・標準仕様(1小間あたり)

○テント【2.7m×3.6m】1/2 張 ○テーブル【1.8m×0.45m】3 台

○ビニールクロス【900巾】3 枚 ○パイプイス 3 脚 ○テントサイン 1 枚

・追加設備(有料)(※1)

追加設備額については、後日委託事業者から送付する請求書により、お支払い願います。

○テーブル(ビニールクロス付き)【1.8m×0.45m】

○パイプイス

○簡易手洗【コック付き水タンク・バケツ各1】

○電源【100V／15A】

※1:金額については、委託事業者が決定後に確定します。(8月頃確定予定)

※電源は1口(1500W)までとします。上記以外に必要な設備がある場合は、出店者各自でご準備ください。

(6)出店料

標準仕様にかかる分を1小間あたり1日5,000円とします。

※搬入・食材・備品等は全て自己負担となります。

※売上手数料は頂きません。

(7)出店料の納入

出店決定後、請求書を送付しますので、9月9日(火)までに、指定する口座へ振り込み願います。

※振込手数料はご負担願います。

(8)出店者のテント配置の抽選

出店者のテント配置について、以下の点等を考慮して抽選します。

- ①おおいたマルシェ関係団体エリアと地産地消飲食店舗エリアに分けて配置
- ②2日間とも出店する出店者の希望を優先して配置
- ③火気を使用する出店者は、指定したエリア内で抽選(抽選日は10月上旬予定)

※この募集による出店は、地産地消飲食店舗エリアに含まれます。

(9)出店の辞退

出店を辞退する場合は、9月9日(火)までの申し出とし、9月10日(水)以降の辞退は認められません。万が一、それ以降に辞退することとなった場合は、出店料と同額の違約金を請求するとともに、翌年度以降の出店を制限する場合があります。

(10)駐車場

1店舗あたり1台分用意します。(大分市要町を予定)

(11)食品衛生管理について

- ①保健所の指示に従い、衛生管理には十分に留意してください。

※一時的飲食店営業及び一時的菓子製造業の営業許可申請が必要な方は、衛生管理計画を作成し、必ず開催の1週間前までに申請してください。

また実演販売等の許可を受けている方は期限を確認してください。(許可を受けていることを確認するため、10月頃に許可書証の写しの提出を求めます。)

- ②包丁の使用は出来ません。食材の下ごしらえ(洗浄・カット・洗米等)は事前に、営業許可施設あるいは公共の調理室(公民館等)(一時的な許可が必要)で行ってください。
- ③容器・包装に入った食品を販売する際は、食品表示法に則した表示をしてください。

(12)搬入・搬出について(予定)

搬入日時	令和7年10月31日(金)	午後2時から午後5時まで
	令和7年11月1日(土)	午前7時から午前9時30分まで
	令和7年11月2日(日)	午前7時から午前9時30分まで
搬出日時	令和7年11月1日(土)	午後4時から午後5時まで
	令和7年11月2日(日)	午後4時から午後5時まで

※搬入の時間は、会場設営の状況によって変動する可能性があり、また、混雑を避けるために各出店者の搬入シフトを実行委員会にて作成します。

※夜間は警備員を配置しますが、テント内の貴重品等は出店者の責任で管理してください。

※搬入に利用するリヤカーは、実行委員会にて準備します。

※通電はマルシェ当日のみ行います。(前日及び夜間の通電は行いません)

(13)ゴミの処理

出店時に出たゴミは、全てお持ち帰りください。

(14)喫煙

条例によりポイ捨て防止等強化区域に指定されていますので、指定された喫煙場所で喫煙してください。（ポイ捨て・路上喫煙等を禁止し、違反した者には罰則を適用。）

(15)その他

- ①荒天等の事由によるイベントの実施判断は、10月31日(金)の17時までに行います。
マルシェが中止または縮小となり、出店できない場合は、その日の出店料を返金いたします。
- ②酒類の販売は禁止です。
- ③製品・商品・特産品等の販売及びその出店の際のトラブルへの対応については、出店者の責任において行ってください。
- ④製品・商品・特産品・その他出店に関する備品等は出店者の責任において保管してください。
- ⑤火気等(ガス、フライヤー等)を使用する場合は必ず消火器(6型以上)を用意してください。
※ 消防署への届出は主催者にて行います。
- ⑥発電機の持込みは禁止します。
- ⑦芝生等、会場内の施設を傷めないよう使用して下さい。
※万が一傷めた場合は、原状回復を求める場合があります。
- ⑧レジ袋は、有料で提供してください。ただし、レジ袋有料化に関する法令の対象外となる素材を使用する場合はその限りではありません。
- ⑨その他関係法令を遵守してください。

【事務局】おおいたマルシェ実行委員会事務局(大分市農政課内)

大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎8階

電 話:097-537-7025 FAX:097-534-6176

E-Mail:nosei3@city.oita.oita.jp